

一般社団法人 compass 規約

(名 称)

第1条 本法人は、一般社団法人 compass と称する。

(事務所)

第2条 本法人の事務所は長野市三輪9丁目43番18号に置く。

(目 的)

第3条 本法人は、団体の交流活動を通して、異業種間での協力体制の構築や情報交換による相互理解の向上を図り、各自の事業を豊かにすることを目的とし、次の事業を行う。

1. 会員相互の情報交換等機会の提供
2. 交流会の企画及び開催
3. 会員相互の連携・協力及び事業活動の援助・サポート事業
4. スポーツに関する各種イベントの企画及び開催に関する事業
5. 各種団体への支援及び協力事業
6. その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本法人の定める会員は次の通りとする。

1. 正会員

本法人の規約および趣旨目的に賛同して入会の申込みをし、理事において入会を承認された個人、法人、団体など

(入会申込等)

第5条 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 理事は、前項の申し込みがあったときは、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。
- 3 第7条に定める会費の納入日を入会日とする。

(会員資格基準)

第6条 本法人の会員になろうとする者から前条の申し込みがあったとき、理事は、以下の何れかの項目に該当する場合には入会を承認しないことがある。

1. 本協会の趣旨に賛同していないとき
2. 過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分をうけたことがあるとき
3. 前条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
4. 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき
5. ネットワークビジネスの勧誘目的や、ネットワークの代理店を探しに来るための入会とみなしたとき

6. 反社会勢力またはそれに類似すると思われる方、公序良俗に反すると思われる職業の方とみなしたとき
7. その他本法人が不適切と判断したとき

(会 費)

第7条 会員の年会費は次の通りとする。

1. 入会金 ¥10,000円
入会申込時に指定口座に納入する
2. 年会費 ¥12,000円(¥1,000円×12カ月)
毎年4月に指定口座に納入する
※5月以降入会者の初年度年会費は月割計算とする。
※一社につき2名以上入会の場合、2人目から¥6,000円とする。

(有効期間)

第8条 会員資格の有効期間は、本法人が入会を承認し、第7条に定める入会金及び年会費の入金を確認したときから翌年3月31日までとし、以後、第9条による退会の申し出または第10条による除名若しくは第11条による会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとする。

(退 会)

第9条 会員は、その退会の日から1カ月前までに別に定める退会届を提出して、退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事は当該会員を除名することができる。

1. 本規約に違反したとき
2. 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. 本法人の許可なく、本法人と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行ったとき
4. 本法人に登録した情報に虚偽の内容があるとき
5. 本法人又は本法人の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実があるとき
6. 本法人の事業活動を妨害する等により本協会の事業活動に悪影響を及ぼしたとき
7. 他の会員に対してネットワークビジネス、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)を行なったとき
8. 法令若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき
9. その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 死亡、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき
3. 正当な理由なく6か月以上会費を滞納したとき
4. 総社員が同意したとき

(会員の資格喪失に伴う義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。また、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品の払い戻しを請求できない。

(会員の権利)

第13条 会員は、次に掲げる権利を有する。

1. 会員間での情報収集機会の提供及び共有
2. 各種イベント、交流会等の参加及び企画
3. 本法人の呼称使用（要事前確認）
4. その他、本法人が認めるもの

(会員の義務)

第14条 会員は次に掲げる義務を負う。

1. 本法人の定款並びにその他規約及び議決事項に従う。
2. 本法人の会費等を納入する。
3. 本法人の会員同士または会員と本法人が実施する事業を通じて知り合った者と事業を行う場合は、その報告を行うこと。
4. 会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を理事に提出すること。変更届の提出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、本法人は、その責任を負わないものとする。

(会員名簿)

第15条 本法人は、会員名簿を作成し保管する。

(会員規約の追加・変更)

第16条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、社員総会の決議により定める。

- 2 本法人は、社員総会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。

(機密情報及び個人情報の保護)

第17条 本法人は、業務上知り得た機密情報及び個人情報の保護に万全を期すものとする。

(免責及び損害賠償)

第18条 会員は、本法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本法人は一切責任を負わないものとする。万が一、本法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本法人は、間接損害・特別損害・免失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

2 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

(法令の準拠)

第19条 本法人の総ての会員は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、本法人が別途定めた場合はその倫理規定類に従うものとする。

以上、本法人の総ての会員に本規約を適用するものとし、総ての会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

附則

1. 本規約は、令和4年4月1日から施行する。
2. 本規約は、社員総会の議決を得なければ改正することができない。